## 山形広域環境事務組合計量カード取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、山形広域クリーンセンター、立谷川リサイクルセンター、エネルギー回収施設(立谷川)及びエネルギー回収施設(川口)へ廃棄物を搬入する際に搬入者が使用する計量カード(以下「カード」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。(カードの貸与対象)
- 第2条 カードの貸与の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 山形市、上山市、山辺町又は中山町の長(以下、総称して「構成市町の長」という。) から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」とい う。)第6条の2第2項に規定する一般廃棄物の収集及び運搬の委託を受けている者。
  - (2) 法第7条第1項の規定による構成市町の長からの一般廃棄物収集運搬業の許可及び山形 広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則(平成7年山広環規則第2号。以 下「規則」という。)第3条第1項の規定による一般廃棄物の搬入許可を受けている者。
  - (3) 前号に定める者の他、規則第4条第1項の規定による廃棄物処理手数料等の後納の承認を受けている者。
  - (4) 規則第6条第1項の規定による構成市町の長からのし尿等の搬入の指名を受けている者。
  - (5) その他、管理者が認めた者。

(カードの貸与)

- 第3条 管理者は、前条の者に対し、搬入車両ごとにカードを貸与するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定によりカードの貸与を受けている者(以下「被貸与者」という。) に車両の増車があった場合は、カードを新規に作成し、貸与する。
- 3 管理者は、被貸与者に車両の入れ替えがあった場合は、従前のカードの返却を受け、新た なカードを貸与する。
- 4 被貸与者は、前3項の規定によりカードの貸与を受けたときは、管理者に受領書(様式第 1号)を提出するものとする。

(カードの管理)

- 第4条 被貸与者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) カードを他人に譲渡又は貸与してはならない。

- (2) カードを当該車両以外の車両において使用してはならない。
- (3) カードの券面を改ざんしてはならない。
- (4) カードに記録された情報を不正に解析し、読み出し、書き込みをし、又は他の媒体に複写してはならない。
- (5) カードを故意に汚し、曲げ、折り、又は割ってはならない。
- (6) カードを紛失してはならない。
- 2 被貸与者は、車検や修理等で代車を使用する場合にはこの組合に連絡し、カードの使用等 について、その指示に従わなければならない。

(カードの再貸与依頼等)

- 第5条 カードを紛失、盗難又は著しく棄損したことなどにより使用できなくなった場合には、 当該カードの被貸与者は、速やかに、計量カード再貸与申請書(様式第2号)を管理者に提 出し、カードの再貸与を申請するものとする。
- 2 当該申請の理由が、紛失等、被貸与者の瑕疵によるものと認められる場合、管理者は、カードの再貸与時に被貸与者から実費相当額を徴収するものとする。

(カードの返却)

- 第6条 被貸与者は、次に定める場合、返却届 (様式第3号) にカードを添えて、速やかに管理者に返却するものとする。
  - (1) 第2条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
  - (2) 第3条第3項に規定する車両の入れ替えがあったとき。
  - (3) 搬入車両を廃車したとき。
  - (4) カードの再貸与を受けた場合において、従前のカードを発見したとき。
  - (5) 管理者にカードの返却を命じられたとき。
- 2 被貸与者は、前項に定める場合において、管理者にカードを返却できなくなったとき、破損・ 紛失等届(様式第4号)を管理者に提出するものとする。
- 3 管理者は、前項に定める場合、被貸与者から実費相当額を徴収するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に貸与している計量カードは、この要綱の規定により貸与したも

のとみなす。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に貸与している計量カードは、この要綱の規定により貸与したものとみなす。

受 領 書

年 月 日

(あて先) 山形広域環境事務組合 管理者 山形市長

受領者氏名		
义 限		

計量カードについて下記のとおり受領いたしました。

- 1 被貸与者氏名
- 2 搬入施設
  - □山形広域クリーンセンター □立谷川リサイクルセンター
  - □エネルギー回収施設(立谷川) □エネルギー回収施設(川口)
- 3 今回受領した計量カードの枚数

枚

4 今回受領した計量カードの番号

	1	2	3	4	5
車番					
カード番号					
構成市町名					
搬入物					

※「搬入物」欄には「生し尿」「浄化槽汚泥」「可燃」「不燃」「可燃粗大」のいずれかを記入する。

## 計量カード再貸与申請書

		年	月	日
(8	あて先)山形広域環境事務組合			
	管理者 山形市長			
	申請者氏名			
	計量カードについて下記のとおり再貸与願います。			
1	被貸与者氏名			
1	以真 7 日 八 石			
2	搬入施設			
	□山形広域クリーンセンター □立谷川リサイクルセンター			
	□エネルギー回収施設(立谷川) □エネルギー回収施設(川口	)		
3	再貸与を受ける計量カードの番号			
	車番			
	カード番号			
	構成市町名			
	搬入物			
*	「搬入物」欄には「生し尿」「浄化槽汚泥」「可燃」「不燃」「可燃粗」	大」のいずれ	かを記入	 する.
		/ · · / / / / / / / / / / / / / / / / /	. ~ . H□/ <b>.</b>	, <b>v</b> 0
5	申請の理由			
	□破損    □紛失			
	□その他(		)	

返 却 届

			年	月 日
(あて先) 山形広域環境事務	組合			
管理者 山形市:	Ę			
	返却:	者氏名		
計量用ICカードについて	下記のとおり返却い	たします。		
1 被貸与者氏名				
2 搬入施設				
□山形広域クリーンセンタ	一 □立谷川リ	サイクルセンター	_	
□エネルギー回収施設(立	谷川) □エネルギ	一回収施設(川口	1)	
3 今回返却する計量カードの	の枚数			
枚				
4 今回返却する計量カードの	の番号			
1	2	3	4	5
車番				
カード番号				
構成市町名				
搬 入 物				
<u>                                   </u>	「海化横汚泥」「可燃		上 のいずれぇ	       いを記入する

5 返却理由		
□車両入替	□廃車 (減車)	
□その他(		)

## 破損 • 紛失等届

		年	月	日
(1	あて先)山形広域環境事務組合			
	管理者 山形市長			
	届出者氏名			
Í	貸与を受けていた計量カードについて、下記の理由により返却するこ	ことができ	きなくなり	まし
たの	りで届出いたします。			
1	被貸与者氏名			
2	搬入施設			
	□山形広域クリーンセンター □立谷川リサイクルセンター			
	□エネルギー回収施設(立谷川) □エネルギー回収施設(川口)			
3	今回返却することができない計量カードの番号			
	車番			
	カード番号			
	構成市町名			
	搬入物			
*	「搬入物」欄には「生し尿」「浄化槽汚泥」「可燃」「不燃」「可燃粗大」	のいずれ	かを記入っ	する。
4	返却ができない理由			
	□破損  □紛失			
	□その他( )			